

2. 「第一次検定・第二次検定」受検対象者と受検資格区分(新受検資格)及び必要な情報等

- (1) 以下の受検資格区分に該当し、所定の実務経験年数を有する者が受検できます。
- (2) 「個人ページ」に登録された実務経験が受検資格を満たしていない場合、申込みは完了できません。
- (3) 「個人ページ」に登録する実務経験は、必要な資格合格後の実務経験を登録してください。
- (4) 実務経験の内容については、「3. 実務経験について(4～9 ページ)」を参照してください。
- (5) 再受検申込者は 15 ページを参照してください。

電気通信工事施工管理に関する必要な実務経験年数
【受検資格区分】電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者、または電気通信主任技術者試験合格者
電気通信主任技術者資格者証交付後、 または電気通信主任技術者試験合格後、実務経験 1 年以上

(注意) 申込後の検定区分及び新・旧の受検資格区分等の変更はできません。